

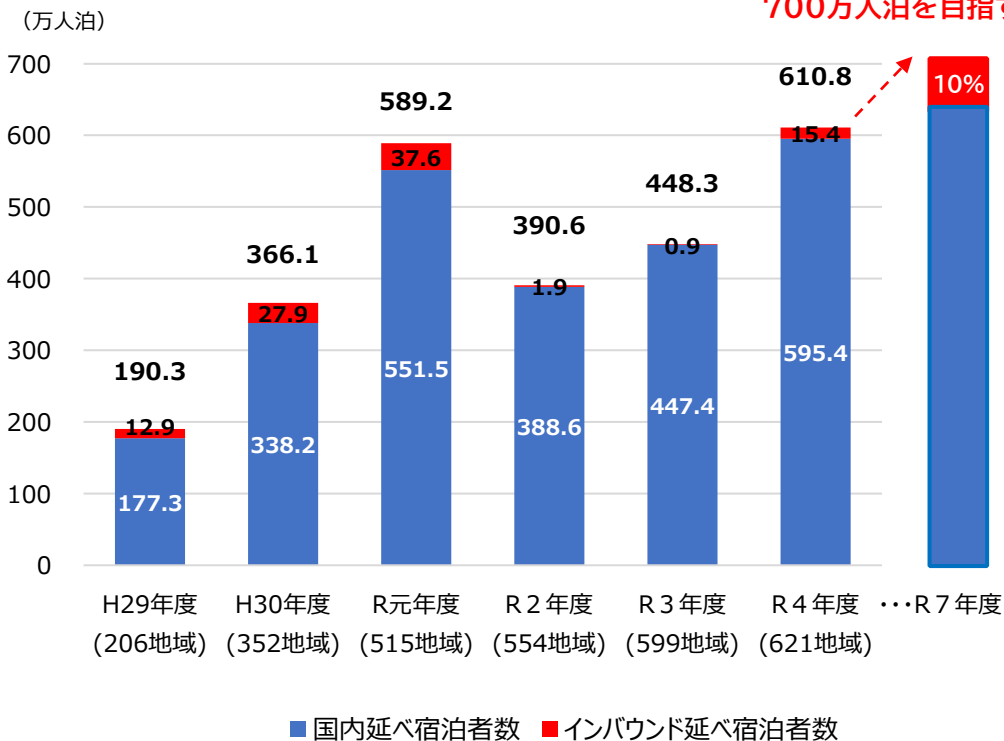
農泊、農福連携の推進

- 農泊地域の年間延べ宿泊者数はコロナ禍で大きく減少したものの、令和4年度時点で611万人泊（621地域）まで増加。インバウンドや再訪者も取り込んで、令和7年度までの700万人泊達成に向け誘客増大を図る。
- 農福連携の取組主体数は、4年間で3,062件増加の7,179件であり、令和元年6月決定の「農福連携等推進ビジョン」の目標を達成。令和6年6月決定の「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」では、「農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに12,000以上」との目標を新たに設定。

農泊地域の年間延べ宿泊者数の推移

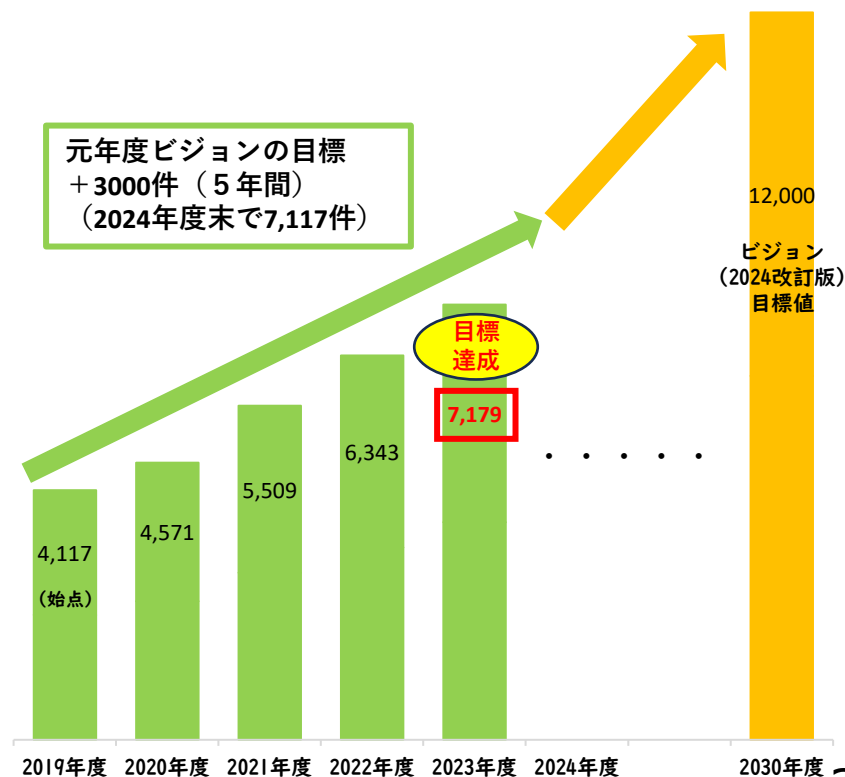
注：農泊地域とは、農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域

インバウンド需要や再訪者も取り込み700万人泊を目指す



農福連携の取組主体数

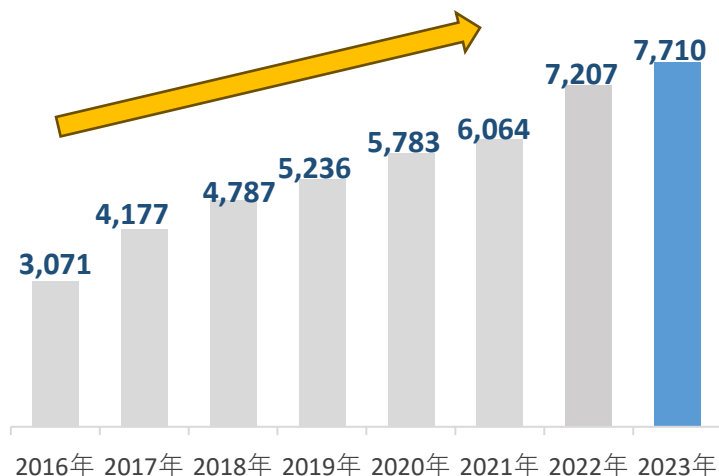
ビジョン（2024改訂版）の目標 12,000件（2030年度末）



農村型地域運営組織（農村RMO）の形成

- 農村においては、人口減少下においても**地域コミュニティの機能を維持・強化し、生活の利便性の確保**を図ることが必要。
- 近年、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実施する**地域運営組織（RMO）の形成数が増加**。
- 農村においては、**農用地の保全、地域資源の活用、生活支援**などに取り組む**農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進**することが必要。

地域運営組織（RMO）の形成数



資料：「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」
（令和6年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室）

※地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

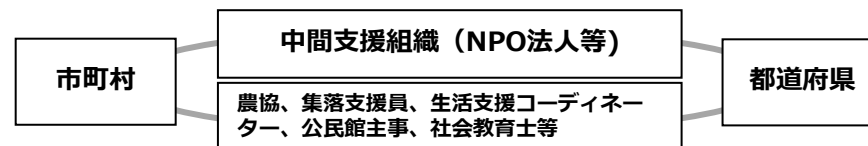
RMO: Region Management Organizationの略
（例）〇〇まちづくり協議会、〇〇地域づくり協議会、〇〇地域協議会、〇〇地域運営協議会 等

農村型地域運営組織（農村RMO）形成に関する推進体制



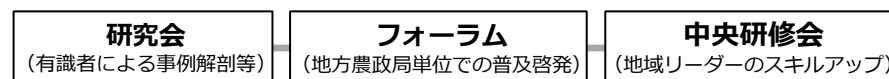
都道府県レベルの支援チーム

- 農村RMOを目指す地域に対し、部局横断的な支援チームを形成し、伴走支援



全国レベルの支援

- 農村RMOに関する制度や事例の周知・知見の蓄積・共有



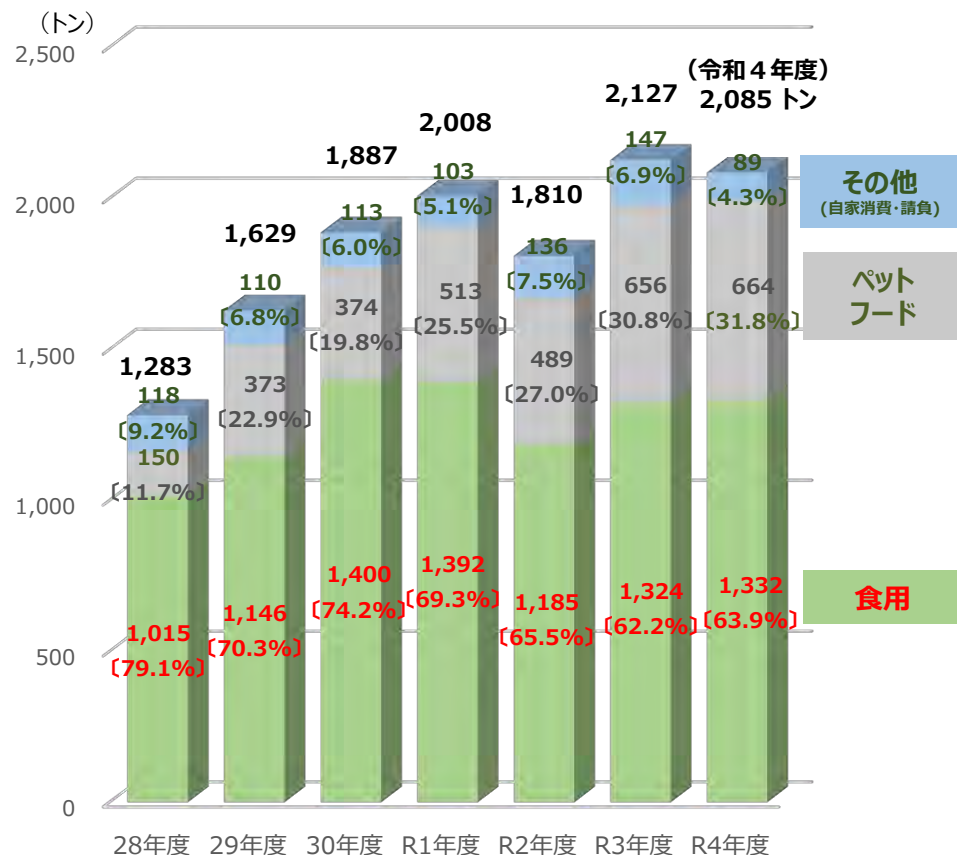
鳥獣被害とジビエ利用

- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害をもたらしていることから、**鳥獣被害対策及びジビエ利用を推進することが必要。**
- 鳥獣被害対策は、**個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱を基本**とし、地域ぐるみで徹底した取組を実施。**ジビエ利用量は増加傾向。**
- 鳥獣被害対策について、**広域的で効率的・効果的な取組を実施するとともに、ジビエ利用等についても、捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策を講ずることが必要。**

●鳥獣被害対策の3本柱



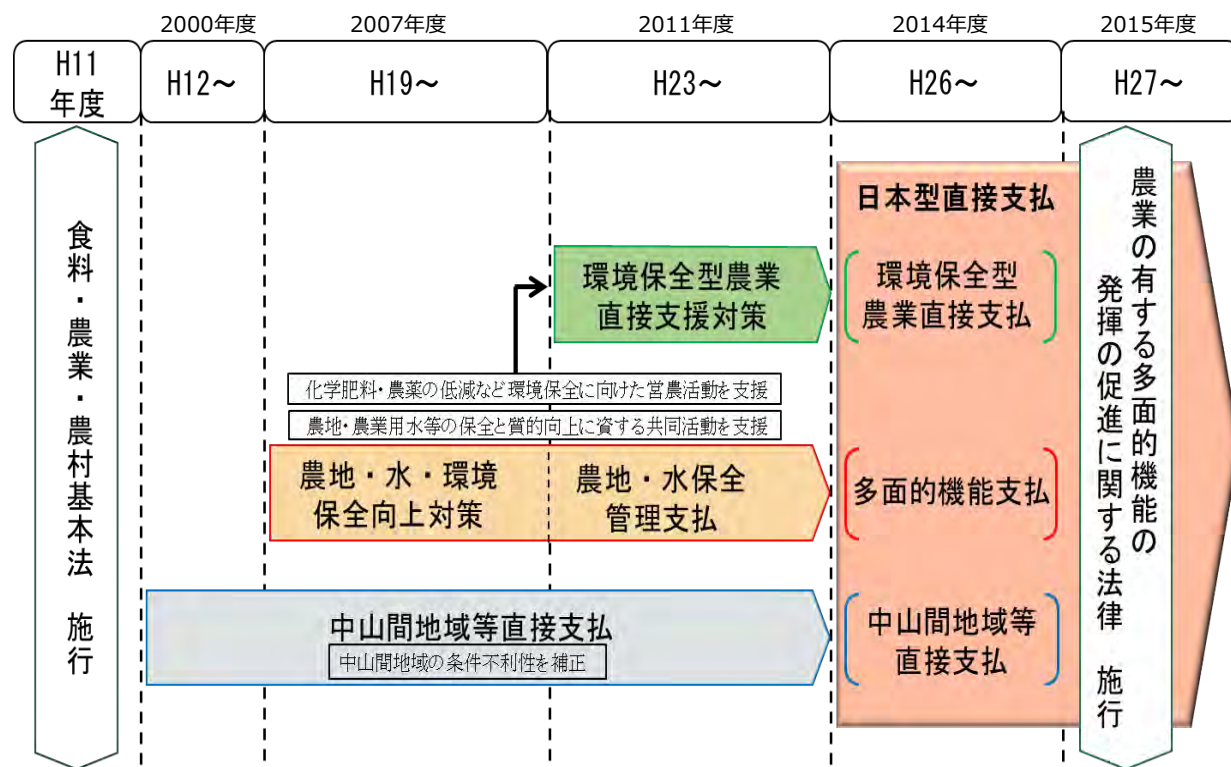
●ジビエ利用量の推移



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」

日本型直接支払

- 日本型直接支払（中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払）については、2015年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。**
- 2025年度（令和7年度）からの次期対策等に向けて、人口減少下でも継続できる体制構築や環境負荷低減の取組強化等に資するよう、制度の見直しを検討する必要。

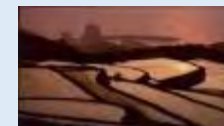


中山間地域等直接支払

○ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**

○ 中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって以下の農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払

○ **自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援**



有機農業



カバークロープ



堆肥の施用

多面的機能支払

【農地維持支払】

○ **多面的機能を支える共同活動を支援**

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

【資源向上支払】

○ **地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援**

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修

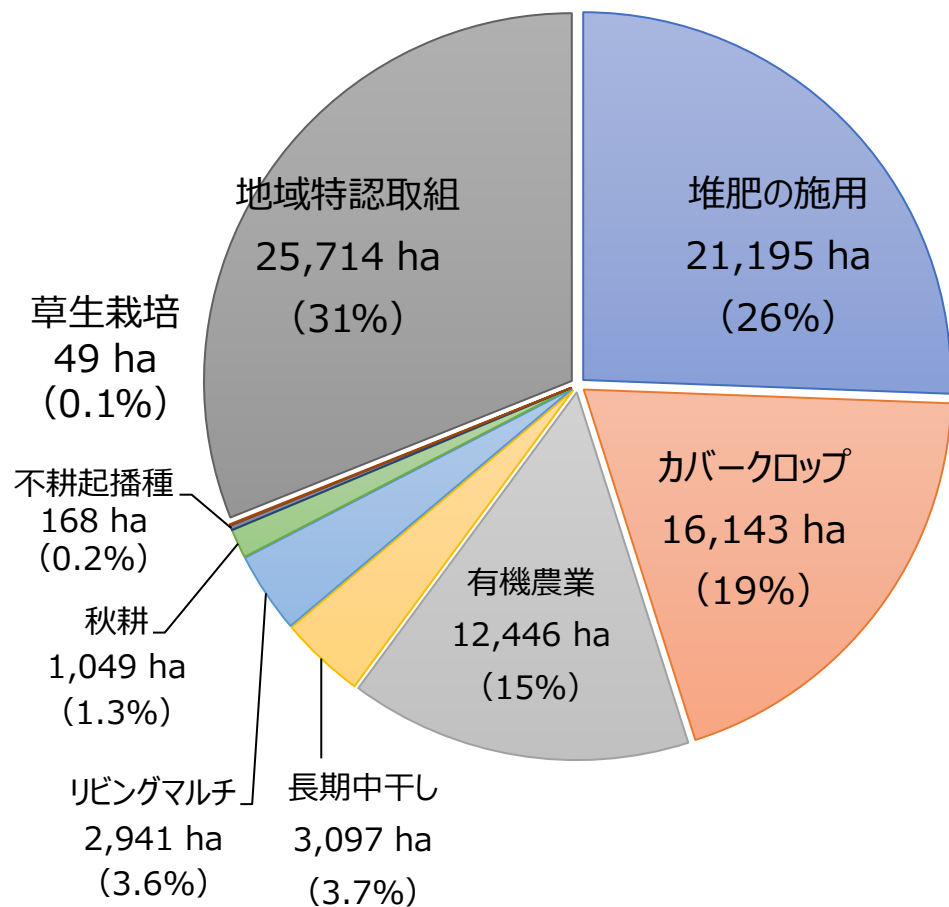


ため池の外來種駆除

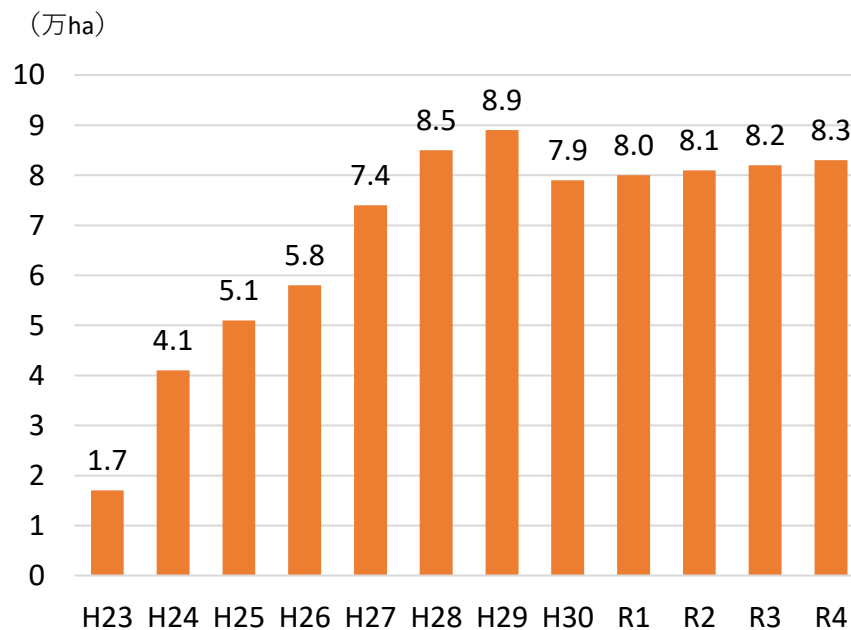
環境保全型農業直接支払

- 環境保全型農業直接支払については、堆肥の施用、カバークロップ、有機農業等の取組を支援しているが、近年、実施面積が約 8 万 haにとどまっている。
- このような状況を踏まえ、現行環境保全型農業直接支払については、令和 7 年度に**有機農業の取組面積の更なる拡大**に向けた見直しを行うとともに、令和 9 年度にはみどりの食料システム法に基づき**環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する新たな直接支払に移行すること**を検討する。

環境保全型農業直接支払
(支援対象取組別の実施面積割合 (令和 4 年度))



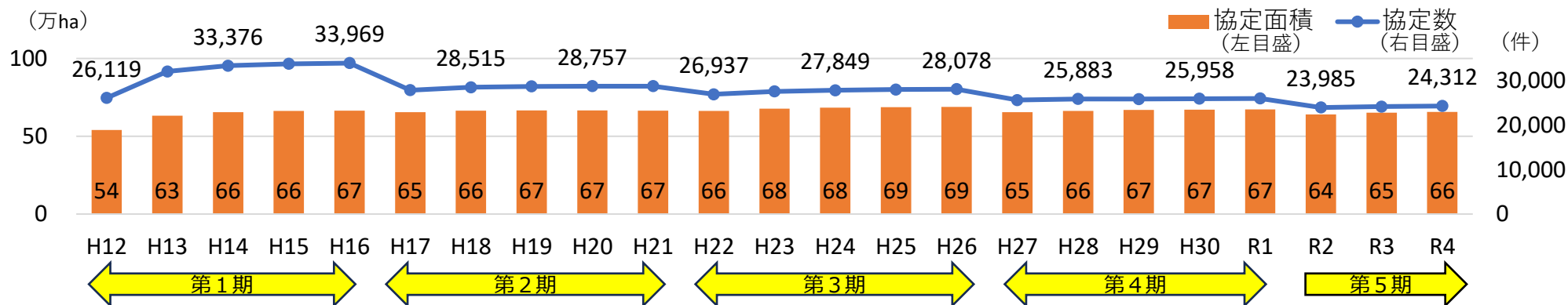
環境保全型農業直接支払 (実施面積)



中山間地域等直接支払、多面的機能支払

- 中山間地域等直接支払の協定面積及び協定数は減少傾向。多面的機能支払の取組面積は増加傾向にあり、非農業者の参画率は近年35%程度で推移。
- 中山間地域等直接支払については、効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくり、多面的機能支払については、活動組織の広域化、多様な組織や非農業者の参画等を推進する必要。

中山間地域等直接支払（協定面積、協定数）



多面的機能支払（取組面積、カバー率、非農業者参画率）

